

令和6年度鳥取県スマートフォン利用の消費者トラブル対処法講座 実施要項

1 目的

デジタル化の進展に伴い、インターネット通販やSNS関連の消費者トラブルが増加しており、詐欺的な悪質商法や特殊詐欺等の犯罪に巻き込まれる事案も確認されている。こうした被害の未然防止に向けて、デジタル機器・サービスの利用に不慣れな者に対して、スマートフォンの基本的な操作方法と併せて、デジタル取引における消費者トラブルの未然防止に関する出前講座を実施する。

2 実施期間

令和6年4月1日から令和7年2月28日まで

3 実施場所

県内の公共施設

4 受講対象者

スマートフォンの操作方法に不安のある者

5 受講可能人数

講座1回につき5名から20名まで

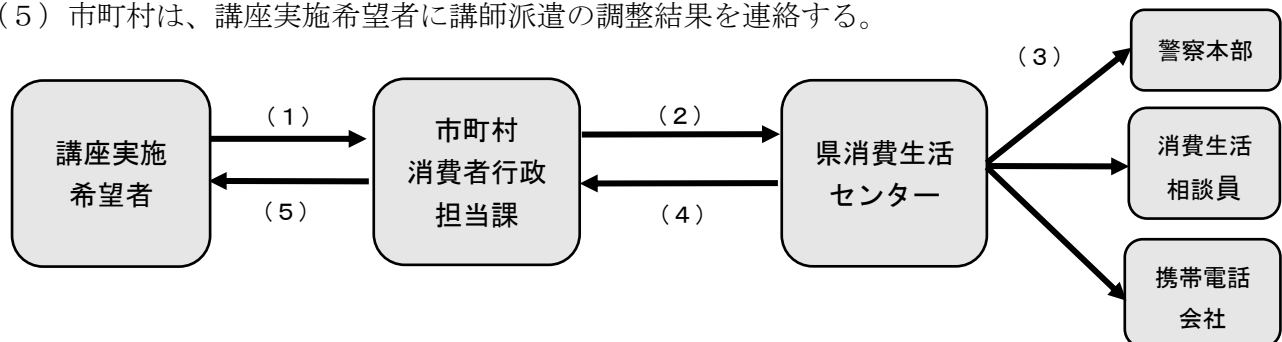
6 講座内容等

| 講座内容 | 時間 | 講師 |
|---------------------|-----|-----------------|
| (1) 特殊詐欺被害の防止 | 10分 | 警察関係者 1名 |
| (2) 最新の消費者トラブル事例 | 20分 | 消費生活相談員 1名 |
| (3) スマートフォンの基本的な使い方 | 60分 | 携帯電話会社スタッフ 2～3名 |

※(2)の講師は、NPO法人コンシューマーズサポート鳥取の職員が務める。(3)の講師は、県が携帯電話会社と調整の上、決定する。

7 実施までの流れ

- (1) 講座実施希望者は、**実施希望日の40日前までに**実施場所の市町村の消費者行政担当課(9を参照)に希望日時、会場、参加予定人数等を伝える。
- (2) 市町村は、申込書(別紙)に必要事項を記入し、県に申し込む。
- (3) 県は、警察本部、消費生活相談員及び携帯電話会社に講師派遣の調整を行う。
- (4) 県は、申込市町村に講師派遣の調整結果を連絡する。
- (5) 市町村は、講座実施希望者に講師派遣の調整結果を連絡する。



8 費用負担等

- ・消費生活相談員の派遣に係る費用（謝金及び旅費）及び携帯電話会社スタッフの派遣に係る費用（委託料）は、県が負担する。
- ・会場の確保及び使用料の負担については、講座実施希望者と市町村が協議の上、実施する。

9 市町村消費者行政担当課の連絡先

| 市町村 | 担当課 | 電話番号 | メールアドレス |
|------|-------------------|--------------|----------------------------------|
| 鳥取市 | 市民生活部 市民総合相談課 | 0857-30-8182 | syohisoudan@city.tottori.lg.jp |
| 米子市 | 市民生活部市民二課 | 0859-23-5378 | shimin-2@city.yonago.lg.jp |
| 倉吉市 | 市民生活部 地域づくり支援課 | 0858-22-8159 | simin@city.kurayoshi.lg.jp |
| 境港市 | 産業部水産商工課 | 0859-47-1056 | suisan@city.sakaiminato.lg.jp |
| 岩美町 | 総務課 | 0857-73-1411 | digital@iwami.gr.jp |
| 若桜町 | 町民課 | 0858-82-2233 | chomin@town.wakasa.lg.jp |
| 智頭町 | 総務課 | 0858-75-4111 | soumu@town.chizu.lg.jp |
| 八頭町 | 企画課 | 0858-76-0213 | yazu-kikaku@town.yazu.lg.jp |
| 三朝町 | 総務課 | 0858-43-1111 | soumu@town.misasa.tottori.jp |
| 湯梨浜町 | 産業振興課 | 0858-35-5382 | ysangyo@yurihama.jp |
| 琴浦町 | 町民生活課 | 0858-52-1704 | tyoumin@town.kotoura.tottori.jp |
| 北栄町 | 町民課 | 0858-37-5866 | choumin@e-hokuei.net |
| 日吉津村 | 住民課 | 0859-27-5951 | jumin@vill.hiezu.lg.jp |
| 大山町 | 住民課 | 0859-54-5210 | juumin@town.daisen.lg.jp |
| 南部町 | 町民生活課 | 0859-64-3781 | choumin@town.tottori-nanbu.lg.jp |
| 伯耆町 | 住民課 | 0859-68-3115 | jyuumink@town.hoki.lg.jp |
| 日南町 | 住民課 | 0859-82-1112 | s0250@town.nichinan.lg.jp |
| 日野町 | 産業振興課 | 0859-72-2101 | sangyou@town.hino.tottori.jp |
| 江府町 | 住民生活課 | 0859-75-3223 | k_choumin@town.kofu.lg.jp |

10 留意事項

- ・県は、受講者へアンケートを実施する。
- ・講師の都合等により希望日時に添えない場合がある。
- ・提出された申込書の記載内容は、本講座の関係機関（鳥取県、鳥取県警察、NPO 法人コンシューマーズサポート鳥取、携帯電話会社）に共有される。
- ・講師派遣に係る費用が県の予算上限額に達することが見込まれる場合、2 の実施期間中でも申込みの受付を終了する場合がある。